

# 旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務委託に係る企画提案競技 実施要領

## 1 目的

この要領は、旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報及び啓発業務を委託する候補事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するために実施する企画提案競技に関し、必要な事項を定める。

## 2 委託業務について

### (1) 業務の名称

旧優生保護法補償金等制度及び相談窓口広報・啓発業務

### (2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

## 3 上記2の委託業務に係る委託料の上限

1,980,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 4 企画提案競技への参加資格

企画提案競技に参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、営業種目が「S-01：広告代理」である者
- (2) 宮崎県に本店又は支店若しくは営業所を置く者
- (3) この公告の日から受託候補事業者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (4) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。

## 5 企画提案競技実施の公示方法

### (1) 方法

県庁ホームページにより公示

### (2) 期間

令和7年1月14日（火曜）から令和7年2月12日（水曜）

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

本企画提案競技に関し、質問がある場合は、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

ア 提出方法

電子メール又はFAX

イ 受付期限

令和7年1月22日（水曜）午後5時（必着）

(2) 回答

原則として、質問受付日の翌日（土曜、日曜及び祝日を除く。）までに回答する。

## 7 企画提案競技への参加申込

参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書（様式第2号）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール又はFAX

(2) 提出期限

令和7年1月27日（月曜）午後5時（必着）

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び部数

ア 企画提案書…5部（様式任意、サイズはA4判又はA3判とする。）

- ・ 企画提案書には、次の事項について記載すること。

（ア）企画内容（②については2案まで提案可とする。）

① 補償金等制度及び相談窓口の広報

- ・ 活用するメディアの組合せ、活用方法、回数等について提案すること。

② 啓発用チラシの製作

- ・ チラシの原稿案を提案するとともに、案の意図について説明すること。

（イ）業務の実施体制

（ウ）業務のスケジュール

（エ）令和5年度以降における本業務と同種・同規模以上の業務受託・履行実績

イ 見積書…1部

- ・ 積算内容が分かるように記載すること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税額、合計額を記載すること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

ウ 会社概要（既存のもので可）…5部

(2) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

(3) 提出期限

令和7年2月12日（水曜）午後5時（必着）

## 9 企画提案の審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

提出された企画提案書等をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定し、その提案

者を受託候補者とする。

なお、提案者が一者の場合、その得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、当該提案者を受託候補者とする。

- (2) 審査の項目・内容及び配点  
別表「審査基準」のとおり

## 10 審査結果の通知

審査結果については、令和7年2月14日（金曜）までに通知する。

## 11 企画提案競技に係るその他留意事項

- (1) 提出された資料は返還しない。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- (3) 虚偽の記載をした企画提案は、無効とする。
- (4) 委託契約額の上限を超える企画提案は、無効とする。
- (5) 参加資格を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に参加資格を満たさなくなった者の企画提案は、無効とする。

## 12 契約の締結等

- (1) 県は、企画提案の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等について受託候補者と協議した上で、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 県は、受託候補者との協議が調わず、契約の見込がないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、(1)に準じて契約を行う。
- (3) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (4) 委託料の支払方法は精算払とする。

## 13 前記6の質問書、前記7の企画提案競技に係る参加申込書及び前記8の企画提案書等の提出先

- (1) 所在地  
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当部局  
宮崎県福祉保健部健康増進課  
母子保健・医療支援担当（担当）大山
- (3) 電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス  
〔電話〕0985-44-2621（直通）  
〔FAX〕0985-26-7336  
〔電子メール〕kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp

(別表)

旧優生保護法補償金等制度・相談窓口広報・啓発業務委託に係る企画提案競技

審査基準

No.	項目	内容	配点
1	業務内容への理解	・業務内容（仕様書）の内容を正しく理解しているか。	10
2	企画内容 (1)補償金等制度及び相談窓口の広報	・広報内容及び対象者の属性等に適したメディアの選択・組合せ・量となっているか。	40
	(2)啓発用チラシの製作	・法の趣旨や補償金等制度の内容に理解を示し、行動への動機付けとなることが期待されるようなデザイン、キャッチコピーであるか。	20
3	業務の実施体制	・責任者や役割分担が明確であるとともに、業務を着実に履行できることが見込まれる体制となっているか。	5
4	業務のスケジュール	・業務を遂行する上で妥当なスケジュールとなっているか。	5
5	同種・同規模以上の業務受託・履行実績	・十分な実績があり、業務遂行能力を有するものと認められるか。	10
6	費用見積	・業務内容に比してコストパフォーマンスに優れた見積額であるか。	10
評価点数合計			100